

事前予約制

中村税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として
適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

適格請求書（インボイス）を交付できるのは、「適格請求書発行事業者（登録事業者）」に限られます。登録事業者になるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

登録事業者になるには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に申請が必要です！

「制度について知りたい」という方は、説明会（無料）に是非ご参加ください。

説明会の開催日程

説明会は**事前予約制**ですので参加される方は右下のお問い合わせ先にお電話いただき、事前の予約をお願いします。

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和3年10月21日(木)	10:00~11:00 (60分)	各 20名	中村税務署 大会議室 (四万十市中村新町四丁目4番地)
	14:00~15:00 (60分)		
令和3年11月15日(月)	10:00~11:00 (60分)	各 20名	中村税務署 大会議室 (四万十市中村新町四丁目4番地)
	14:00~15:00 (60分)		
令和3年12月14日(火)	10:00~11:00 (60分)	各 20名	中村税務署 大会議室 (四万十市中村新町四丁目4番地)
	15:00~16:00 (60分)		

※1 感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。

2 感染症等の状況又はその他の事情により、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合はご予約いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

インボイス制度に関する最新の情報は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



YouTube 国税庁動画チャンネルでは、
消費税インボイス制度説明会と同様の内容
について、無料動画を公開しています。

動画チャンネルへ



お問い合わせ先

〒787-0022
四万十市中村新町四丁目4番地
中村税務署 法人課税部門
電話0880-35-2135

電話によるお問い合わせ等は、自動音声案内により案内
していますので、「2」を選択（プッシュ又はダイヤル）
してください。

主催 中村税務署

共催 公益社団法人幡多法人会・幡多間税会・幡多地区青色申告会連合会